

2 月下旬号  
2013 年

# 国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际信息广场网页。

**2 月 23 日 (周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口**  
2月23日 (土) 9:00~12:00 窓口業務を一部開設します

**2/18(周一)~3/15(周五) 是税的申告时期**  
2月18日 (月) ~3月15日 (金) は税金の申告時期です

2013 年 1 月 1 日时居住本市并在 2012 年有收入者请进行申告。  
《市民税・府民税》  
在市政府厅一楼大厅可办理申告。与此同时还将设点及通过邮寄接受申告，请确认会场和时间后利用。  
※如果已办理所得税退还确定申告则不需再办理。  
《所得税》  
税务署已经废除了在市政府厅一楼大厅设点受理所得税退还确定申告。请去税务署或是税务署所设的受理点申告。

2013年1月1日現在市内に居住する方で、2012年に収入があった方は申告してください。  
＜市民税・府民税＞  
市役所 1 階多目的ホールで受け付けます。期間中は出張申告受付および郵送での受付も行います。会場、時間を確認のうえ、ご利用ください。  
※所得税の確定申告をする場合を除く。  
＜所得税＞  
市役所 1 階での税務署による出張受付は廃止されました。税務署または税務署の出張受付会場で申告してください。

询问处：市府民税请与市民税课联系  
TEL 06-4309-3135 / FAX 06-4309-3809  
所得税请与东大阪税务署联系 TEL 06-6724-0001

問合先：市府民税については市民税課  
所得税については東大阪税務署

**请一起来加入交通灾害・火灾的互助保险**

交通災害共済・火災共済に加入しましょう

2 月 15 日开始受理预约。详细内容请咨询。  
◇交通灾害互助保险(会费每人全年 600 日元)  
= 死亡最高慰问金 = 200 万日元  
◇火灾互助保险(会费 1 股全年 600 日元 最多加入 3 股)  
= 死亡最高抚恤金 = 每人 1 股 100 万日元

2月15日(金)から予約受付開始します。詳しくはお問合せください。  
◇交通災害共済(会費は1人につき年間600円) = 死亡最高見舞金200万円  
◇火災共済(会費は1口につき年間600円で、3口まで可)  
= 死亡弔慰金 1口あたり 1人100万円

询问处：市民总务室 TEL 06-4309-3158 / FAX 06-4309-3812

問合先：市民総務室

**领取儿童抚养津贴者请提出申请**

児童扶養手当対象者は申請を

儿童抚养津贴是指，对抚养没有与父亲或母亲共同维持生活的儿童者给予的支付。  
虽然提出申请的期限(领取资格过了 5 年)已废除。但是，2003 年 3 月 31 日之前申请资格已过时效者，则不能再提出申请。因对收入有限制，也有不能领取的可能性。申请前请咨询。

児童扶養手当とは、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方に支給します。  
請求期限(受給資格が発生してから 5 年)は廃止されましたが、2003 年 3 月 31 日までに請求期限の時効が成立している方は請求できません。所得などにより受けられない場合があります。申請前にお問合せください。

申请・询问处：国民年金課  
TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805

申請・問合先：国民年金課

**全救护车为外国人配置运送急救手册**

全救急車に外国人救急搬送シートを配備

救护车在运送因生病或受伤的外国人时，救护人员需要询问症状等，消防局为全市所有救护车(13 台)配置了可使用 18 种语言的急救(语音)手册。

消防局では、病気やけがの外国人を救急車で搬送する際に、症状などを尋ねる言葉が 18 か国語で流れる「外国人救急搬送シート」を市内の全救急車(13台)に配備しています。

询问处：警防部警备課 TEL 072-966-9664

問合先：警防部警備課

**招聘中国残留归国者生活支援相谈员**

中国残留邦人等生活支援相談員を募集します

※ 考试日期、应聘资格等详细内容请查阅市政府网页。  
申请・询问处：生活福祉室  
TEL 06-4309-3182 / FAX 06-4309-3815

※ 試験日、応募資格など詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。  
申請・問合先：生活福祉室

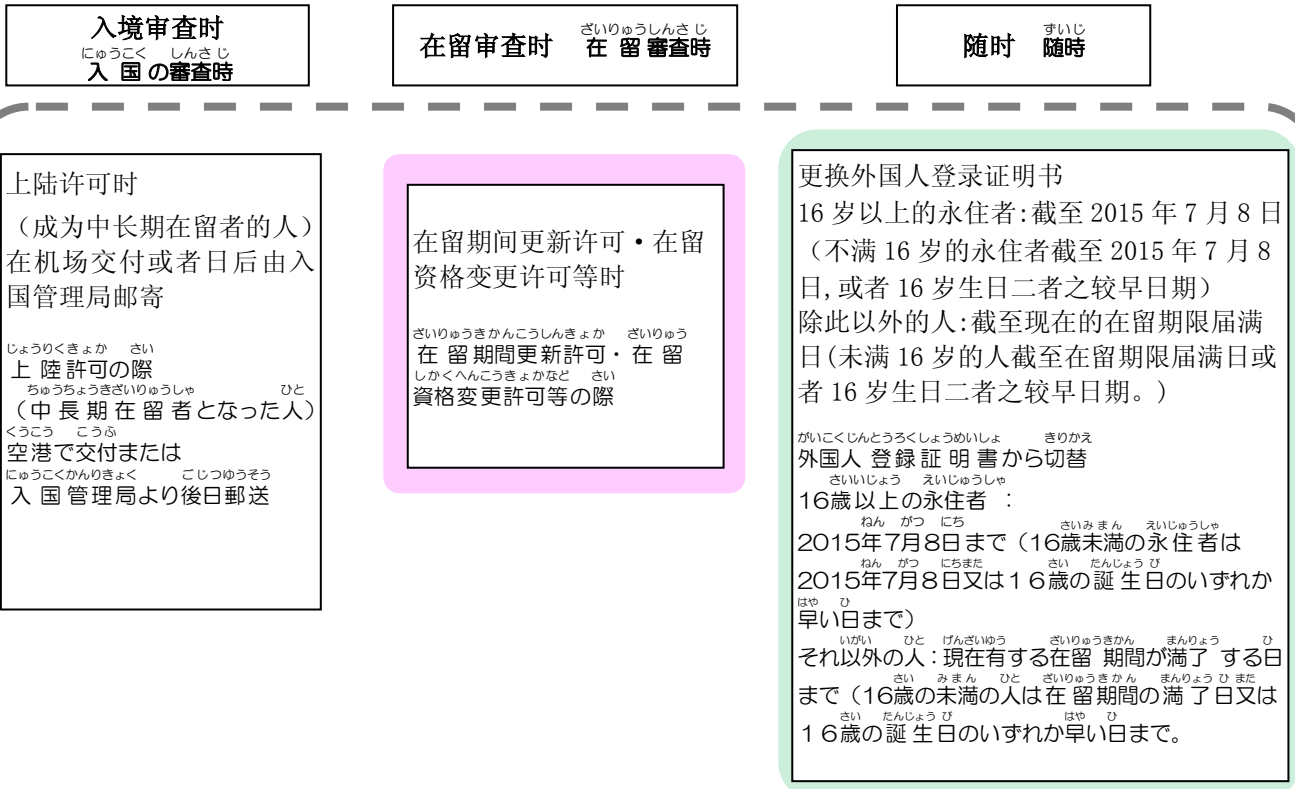


## IV 在留管理制度・外国人居民基本台帳制度・結婚・離婚

### IV-1 在留カード

对拥有入境管理法规定的在留资格且在日本中长期居住的外国人，交付在留カード。被交付在留カード的“中长期在留者”，是不符合以下任何一项的外国人。

- ①在留期間被決定為“3個月”以下的人
- ②在留資格被決定為“短期滞在”的人
- ③在留資格被決定為“外交”或者“公務”的人
- ④根据法務省法令所規定的按照以上从①至③的外國人看待的人
- ⑤特別永住者
- ⑥不具有在留資格的人



## IV 在留管理制度・外国人居民基本台帳制度・結婚・離婚

### IV-1 在留カード

在留カードは、入管法上の在留資格をもって日本に中长期間在留する外国人に交付されます。在留カードを交付される「中长期在留者」とは、次のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

< 摘自大阪府国際交流財団 OFIX 网页「大阪生活指南」 >

< 大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より > <http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

东大阪市国際情報广场	提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文	Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823
大阪府外国人情報处	英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙語、菲律賓語、 越南語、泰國語	Tel 06-6941-2297

